

議案第 22 号

町田市立中学校の学校給食費等に関する規則の一部を改正する規則について

上記の議案を提出する。

2023年11月15日提出

町田市教育委員会

教育長 坂本 修一

(提案理由説明)

本件は、中学校給食において臨時休業、学校行事の実施日の変更等により学校給食の提供を受けることができない場合において、学校給食の提供の申込みが取り消されたものとみなす事由及び期間に関する規定を改めるため、改正するものです。

別紙のとおり、町田市立中学校の学校給食費等に関する規則を一部改正したい。

なお、改正の概要は、次のとおりです。

1 改正理由

臨時休業、学校行事の実施日の変更等により学校給食の提供を受けることができない場合において、学校給食の提供の申込みが取り消されたものとみなす期間を改めるため、改正するものです。

2 改正内容

改正の内容は、次のとおりです。

- (1) 学校給食の提供の申込みが取り消されたものとみなす事由及び期間に関する規定を改めます。(第7条関係)
- (2) その他文言の整理を行います。

3 施行期日

令和5年4月1日から適用します。

町田市立中学校の学校給食費等に関する規則の一部を改正する規則

町田市立中学校の学校給食費等に関する規則（平成20年10月町田市教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>(学校給食等の提供等)</p> <p>第7条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 次の各号に掲げる事由により学校給食の提供を受けることができない期間 <u>(以下この項において「非喫食期間」という。)</u>がある場合において、第4項の規定による申込みが行われている日があるときは、当該申込みのうち、<u>当該事由の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から非喫食期間の末日までの申込みは、取り消されたものとみなす。</u></p> <p>(1) 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条又は学校教育法第35条第1項に規定する出席停止 <u>非喫食期間の初日から起算して3日目</u></p> <p>(2) 学校保健安全法第20条又は学校教育法 <u>施行規則（昭和22年文部省令第11号）第79条において準用する同令第63条前段の規定による臨時休業、学校行事の実施日の変更その他これらに準ずる事由 非喫食期間の初日</u></p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、校長が特に必要と認める事由 <u>校長が別に定める日</u></p> <p>7 略</p>	<p>(学校給食等の提供等)</p> <p>第7条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 次の各号に掲げる事由により学校給食の提供を受けることができない期間がある場合において、第4項の規定による申込みが行われている日があるときは、当該申込みのうち、<u>第1号又は第2号に掲げる事由により学校給食の提供を受けることができない場合にあっては当該期間の初日から起算して3日目から、第3号に掲げる事由により学校給食の提供を受けることができない場合にあっては校長が別に定める日から当該期間の末日までの申込みは、取り消されたものとみなす。</u></p> <p>(1) 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条又は学校教育法第35条第1項に規定する出席停止</p> <p>(2) 学校保健安全法第20条 <u>に規定する臨時休業</u></p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、校長が特に必要と認める事由</p> <p>7 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の町田市立中学校の学校給食費等に関

する規則の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の第7条第6項（同条第7項の規定によりその例による場合を含む。）の規定は、令和5年4月1日以後に実施する学校給食の提供に係る申込みについて適用し、同日前に実施した学校給食の提供に係る申込みについては、なお従前の例による。